「国と地方の協議」(平成26年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地域活性化推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区	886	旅行業法の特例 【健康や医療目的の訪日観光促進】 【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】	現行法上、旅行契約を締結する場合の代金を、営業所において旅行業者が直接収受せず、第三者を経由して収受する場合、当該第三者は金融機関又は金融機関に準ずるものとして、社会的に認知されていることが必要とされている。これを、本地域内の観光案内所や医療機関、宿泊施設等(ホテル旅館等)において、スタッフのサポートのもと、Webサイトによる旅行商品の販売を行うとともに、料金の収受を行うことを認める。この場合、販売する旅行商品は、旅行業務取扱管理者が管理して造成した募集型企画旅行商品とし、販売窓口では旅行商品の内容は変更せず、観光案内所等には、旅行商品の販売に関し、最低限必要なカリキュラムの研修を修了した者を置くものとする。 また、旅行業者から第三者に支払われる旅行商品の取扱いに対する対価（代金収受代行業務に対する対価）については報酬性をもたせないこととされているが、対価を1件当たりの定額のものとすることに現行法上問題がないか確認をお願いする。	本地域に診療目的の外国人が来日した場合、空き時間を使い京都や奈良等、日本を代表する観光地を訪れることができないため、診療施設の近隣で日本の文化や慣習を体感したい方が多い。また、国際線・国内線の両方が就航する空港の性格上、トランジット客も数多く存在する。さらに、国際医療交流の推進のため、「健康や医療目的の訪日外国人観光客の誘致促進」を掲げている本地域においては、「訪日外国人へのホスピタリティ・地域魅力の向上」につなぐことが、キーになると考えている。 そこで、前述した来訪者を対象に、観光案内所をはじめ、医療機関や宿泊施設等でも市内周遊ツアーを取り扱う必要(※旅行業務取扱管理者の合格率は約3割程度のため、必要な人数確保が困難である。)があるため、事業化の可能性を関係機関と協議してきた。なお、本地域は、日本の印象形成に多大な影響を与える地域のため、本措置を講じることは、本地域にとっても国にとっても重要な課題であると認識している。	1回目	国土交通省	観光庁観光産業課	旅行業法第11条の2、第14条の3第1項 旅行業法施行要領「第一」「1」「8」「(1)」「イ」」及び「ハ」」並びに「(3)」	Z	－	－	旅行取引にかかる料金収受代行業務にかかる決済の確実性を担保し、旅行者保護を図るための規定。	別紙のとおり。	b	○本提案は「料金収受代行業務」の範囲を超えており、観光案内所等として旅行業者代理業者の登録を受ける必要があるとのご指摘ですが、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」において、研修を受けた者を旅行業務取扱管理者として取り扱うことを認めていることを踏まえると、同法12条に規定する特例措置と並びの措置を総合特別区域法において講ずることで、本提案を実現することは可能と考えます。 ○しかしながら、貴省において「旅行業務取扱管理者の選任義務に係る特例措置の可否」について検討を進められるとのことですので、当該特例措置の速やかな実現と、当該特例措置が訪日外国人に対するホスピタリティの向上につながるよう、当該検討に必要な情報の提供に留まらず、本特区での試行実施の可能性を含め、引き続き協議を実施することを条件にて了解いたします。	国土交通省は旅行業務取扱管理者の選任義務に係る特例措置の可否について引き続き検討するとしており、自治体が了承したことから協議を終了する。自治体は国土交通省が検討を行うに当たり必要な情報を提供すること。 なお、国土交通省は自治体に検討状況について適宜情報提供を行い、自治体の取組が実現できないおそれがあることが判明した場合などで、自治体が希望する場合は、改めて協議を行うこととする。	ⅳ
					2回目												